

## 令和2年度 給付上限額・補助上限額 一覧

## ○ 子育てのための施設等利用給付費

- ◆ 認定を受けている全ての方 幼稚園保育料分：**月額25,700円** 【対象経費】今年度支払った入園料・保育料
- ◆ 新2号認定を受けている方 預かり保育利用料及び認可外保育施設等利用分：**月額上限11,300円**  
※但し、預かり保育利用分は日額450円×利用日数が給付上限となります（預かり保育料を月極で支払っている場合も同じです）。

## ○ 保護者負担軽減事業費補助金

## ◆ 補助区分

区分	対象基準（世帯）	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯 市民税所得割非課税世帯のひとり親世帯等（*）	11,400円	11,400円	11,400円
2	市民税所得割非課税世帯 （市民税所得割額が77,100円以下のひとり親世帯等（*）を含む。）	8,400円		
3	市民税所得割額が77,100円以下	7,000円	7,000円	
4	市民税所得割額が211,200円以下	7,000円	7,000円	10,800円
5	市民税所得割額が256,300円以下			10,200円
6	上記の所得割額を超える世帯			7,000円

\*ひとり親世帯等…ご案内②ページ4.の表に該当する世帯

【対象経費】・保育料（全世帯）、・その他納付金（薄灰色の区分の世帯）

※その他納付金…園則に定めがあり、保護者が毎年徴収されるもの。但し、実費徴収、一部の園児が対象のもの、入園時に一括徴収するものは対象外。（対象例）施設維持管理費・冷暖房費・保健衛生費等

- ◆ 補助金額は、市民税所得割額および園児の兄姉の状況により区分を決定します。
- ◆ 市民税所得割額は、税額控除（調整控除を除く）適用前の額を算定基準とします。世帯の2人以上に所得がある場合は合算額となります。
- ◆ 園児の兄姉の状況が以下のいずれかに該当する場合、補助金加算の要件対象となります。
  - ① 小学1～3年生である
  - ② 幼稚園・認可保育所・東京都認証保育所・認定こども園に在園している
  - ③ 特例保育・家庭的保育事業等を利用している
  - ④ 特別支援学校の幼稚部に在籍している
  - ⑤ 児童心理治療施設に通所または、児童発達支援・医療型児童発達支援を利用している就学前児童である
 ※ 市民税の所得割額が77,100円以下の世帯は、兄姉の年齢制限はありません（生計を一にする者に限る）。
- ◆ 年度途中に入園・退園、転入・転出した場合は、補助金額を計算し決定します（日割計算）。
- ◆ 政令指定都市から転入した方へ  
地方税法の改正により、政令指定都市における個人住民税の税率が平成30年度から変更（道府県民税4%→2%、市民税6%→8%）となりましたが、所得階層判定については、旧税率により算出した所得割課税額・税額控除を用いて行います。

## ○ 給食費（食材料費）の実費徴収に係る補足給付補助金

- ◆ 対象世帯
  - ・上記「保護者負担軽減事業費補助金」の補助区分で、第3子以降に該当する全ての世帯
  - ・上記「保護者負担軽減事業費補助金」の補助区分で、区分1～3に該当する世帯（市民税所得割額が77,100円以下の世帯）
- ◆ 補助額
  - ・副食費 月額上限4,500円
  - ・主食費 月額上限3,000円
 ※但し、1食分の食材料費（給食費全額ではありません。）×実食数が給付上限となります。